

2021年6月10日

株 主 各 位

東京都品川区南大井三丁目2番2号
田 中 商 事 株 式 会 社
代表取締役社長 鳥 谷 部 毅

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前11時（午前10時受付開始） |
| 2. 場 所 | 東京都品川区南大井三丁目2番2号
田中商事本社ビル7階 多目的ホール
※株主の皆様を第一に考え、本総会では新型コロナウイルス感染症対策をとらせていただきます。（次頁ご参照）
上記趣旨に鑑み、本総会では、お土産のご用意はございませんので、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第60期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等改定等の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.tanakashoji.co.jp>) に掲載させていただきます。
2. 本総会は、ノーネクタイの「クールビズ」にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

〈新型コロナウイルス感染症対策について〉

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、第60回定時株主総会の開催方針を、以下のとおりとさせていただきます。

1. 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数を確保できない可能性があります。
2. ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、議決権行使書（郵送）による事前行使を是非ご利用ください。（2021年6月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで有効となります）
3. 議場にご来場の株主様におかれましては、マスクのご着用等にご協力をお願いいたします。
4. 会場受付前で検温にご協力いただく場合があります。発熱等が確認された場合は、ご入場の制限をさせていただくことがあります。
5. 株主総会に出席する取締役及び運営メンバーは、マスク等を着用して対応させていただきます。
6. 本事案の趣旨に鑑み、お土産のご用意はございません。

株主総会時点での新型コロナウイルス感染状況により、開催方針の内容を変更させていただきますことがあります。

開催方針に大きな変更がある場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tanakashoji.co.jp>）にてお知らせいたします。

何卒ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経済活動が制限された影響で、景気が大きく後退しました。その後、段階的な経済活動の再開により個人消費を中心に一時持ち直しの動きがありましたが、感染症再拡大により緊急事態宣言が再び発出されるなど、先行きは依然不透明な状況が続いています。

当社グループの属する建設関連業界におきましては、2019年10月からの消費増税やオリンピック関連需要の反動減に加え、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況により設備投資に慎重な姿勢が見られ、商業施設や店舗、工場の工事延期や規模縮小となる案件も出てきました。また、比較的大型の見積も少なくなる等先行きを含めて厳しい経営環境となりました。

(当社の取り組み)

このような状況の中、当社グループにおきましては、更なる物件受注戦略の推進を図るため、感染防止対策を徹底した上での営業活動、オンライン等を活用した社員教育・育成による現場の対応力向上に努め、様々な制約のある中で積極的に受注活動を行ってまいりました。

また、2020年8月に弱電工事を含む株式会社カワツウの株式取得を行ないました。経営戦略の柱の1つとしている営業ネットワーク網を活用した、グループでの得意先営業活動を行い、弱電工事を含めた受注など新たな需要獲得に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は30,737,481千円(前期比94.8%)となり、利益面におきましては営業利益1,031,305千円(前期比84.1%)、経常利益1,049,267千円(前期比84.8%)、親会社株主に帰属する当期純利益691,134千円(前期比80.2%)となりました。

企業集团の商品分類別の売上高状況

(単位：千円)

商 品 類	第59期売上高	構 成 比	第60期売上高	構 成 比
電 線 類	9,519,598	29.4%	8,585,735	27.9%
照 明 器 具 類	5,917,294	18.2	5,432,340	17.7
配 ・ 分 電 盤 類	8,412,988	25.9	7,996,669	26.0
家 電 品 類	5,420,242	16.7	5,557,339	18.1
そ の 他	3,160,102	9.8	3,165,395	10.3
合 計	32,430,227	100.0	30,737,481	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当企業グループの設備投資の総額は368,623千円であります。

これは主に、城東営業所隣地購入及び車両買替によるものであります。当該設備投資の資金は、自己資金及び金融機関からの借入にて充当しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、更なる事業の拡充をはかるため、弱電工事を展開している株式会社カワツウの全株式を取得し、完全子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第57期 (2018年3月期)	第58期 (2019年3月期)	第59期 (2020年3月期)	第60期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高(千円)	27,857,715	30,043,366	32,430,227	30,737,481
経常利益(千円)	899,559	1,145,170	1,236,732	1,049,267
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	572,552	763,517	861,581	691,134
1株当たり当期純利益(円)	65.00	86.69	97.82	78.47
総資産(千円)	23,672,881	24,647,830	24,397,845	24,522,312
純資産(千円)	10,823,291	11,414,479	11,965,659	12,476,637
1株当たり純資産額(円)	1,228.81	1,295.94	1,358.52	1,416.54

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社カワツウ	10,000千円	100.0%	弱電、防災設備等の施工

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中ではありますが、ワクチン接種が進むことで、経済活動が緩やかに回復することが期待されます。

当企業グループの属する建設関連業界におきましては、公共投資は底堅く推移しておりますが、民間設備投資については、企業収益の減少や先行きの不透明感による慎重な動きに加え、労働力不足やメタル系資材価格の上昇などにより熾烈な受注競争が続いていくものと思われます。

このような状況の中で、当企業グループにおきましては、感染防止策を徹底したうえで、得意先ニーズを的確に捉えた営業活動、更なる得意先の開拓、物件情報管理の徹底による物件受注増強、人材育成の一層の推進を図るよう連携強化を図ることでの経営基盤強化に取り組んでまいります。その上で、子会社の株式会社カワツウとのシナジー効果を発揮できるよう連携強化を図って参ります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

電気材料及び電気器具の卸売

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	東	京	都品川区
東	京営業所	東	京	都品川区
城	西営業所	東	京	都杉並区
城	北営業所	東	京	都練馬区
城	南営業所	東	京	都世田谷区
渋	谷営業所	東	京	都渋谷区
城	東営業所	東	京	都葛飾区
埼	京営業所	東	京	都足立区
千	葉営業所	千	葉	県千葉市
船	橋営業所	千	葉	県船橋市
松	戸営業所	千	葉	県松戸市
王	子営業所	東	京	都北区
江	東営業所	東	京	都江東区
所	沢営業所	埼	玉	県入間郡
大	宮営業所	埼	玉	県さいたま市
川	越営業所	埼	玉	県川越市
川	口営業所	埼	玉	県川口市
越	谷営業所	埼	玉	県越谷市
熊	谷営業所	埼	玉	県熊谷市
宇	都宮営業所	栃	木	県宇都宮市
札	幌営業所	北	海	道札幌市
釧	路営業所	北	海	道釧路市
函	館営業所	北	海	道函館市

名 称	所 在 地
札幌東営業所	北海道札幌市
仙台営業所	宮城県仙台市
郡山営業所	福島県郡山市
八戸営業所	青森県八戸市
多摩営業所	東京都三鷹市
八王子営業所	東京都八王子市
町田営業所	東京都町田市
横浜営業所	神奈川県横浜市
横浜南営業所	神奈川県横浜市
京浜営業所	神奈川県横浜市
川崎営業所	神奈川県川崎市
相模原営業所	神奈川県相模原市
川崎北営業所	神奈川県川崎市
静岡営業所	静岡県静岡市
沼津営業所	静岡県沼津市
富士営業所	静岡県富士市
藤枝営業所	静岡県藤枝市
浜松営業所	静岡県浜松市
豊橋営業所	愛知県豊橋市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
大阪営業所	大阪府大阪市
大阪南営業所	大阪府大阪市
神戸営業所	兵庫県神戸市
福岡営業所	福岡県福岡市
熊本営業所	熊本県熊本市
小倉営業所	福岡県北九州市

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 カ ワ ツ ウ	神 奈 川 県 川 崎 市

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
414名	14名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
397名	9名増	39.2歳	13.4年

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,300,000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,200,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000,000
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	400,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 35,328,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,832,000株 |
| ③ 株 主 数 | 3,074名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
河 合 日 出 雄	2,651千株	30.1%
ステート ストリート バンク アンドトラスト クライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツー 505002	485	5.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	378	4.3
河 合 き よ 子	264	3.0
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	209	2.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	187	2.1
田 中 商 事 従 業 員 持 株 会	184	2.1
岡 三 オ ン ラ イ ン 証 券 株 式 会 社	169	1.9
河 合 宏 美	114	1.3
森 田 健	113	1.3

- (注) 1. 持株比率は自己株式(24,143株)を控除して計算しております。
2. 2020年11月20日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2020年11月13日現在でフィデリティ投信株式会社が 678 千株 (保有割合 7.7%)を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	鳥谷部 毅	管理本部長
専 務 取 締 役	安 部 安 生	営業本部長兼東部エリア事業部長
取 締 役	春 日 国 敏	経営企画担当兼経理部長兼総務部長
取 締 役	山 口 智	仕入部長兼情報管理部長
取 締 役	伊 藤 淳	営業副本部長兼西部エリア事業部長
取 締 役	玉 木 修	クリエイション事業部長
取締役（監査等委員・常勤）	早 川 益 男	
取締役（監査等委員）	福 田 大 助	弁護士 株式会社L Aホールディングス社外取締役
取締役（監査等委員）	川 本 典 行	税理士

（注） 1. 取締役（監査等委員）福田大助氏及び川本典行氏は、社外取締役であります。

なお、当社は、取締役（監査等委員）川本典行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 取締役（監査等委員）川本典行氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・取締役（監査等委員）川本典行氏は、税理士の資格を有しております。

3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、早川益男氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・基本方針

取締役の報酬等は、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の向上に対する取締役の貢献意欲等を高めることを目的としております。

・報酬等構成

取締役の報酬等は職位等に応じた毎月の固定報酬（法人税法第34条第1項第1号に定める定期同額給与、以下、「定期同額給与」という。）並びに業績連動報酬（法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与、以下、「利益連動給与」という。）で構成しております。

ただし、監査等委員である取締役については、その職務から、定期同額給与のみとしております。

- ・報酬等構成割合

取締役の報酬等構成割合については、業績指標100%達成時において、おおよそその目安として定期同額給与：利益連動給与である役員賞与の割合が定期同額給与：役員賞与＝7：3となるように支給するものとしております。

- ・報酬等を与える時期または条件の決定

- (定期同額給与)

定期同額給与は職位等を基に各人ごとに定め、在任期間中に毎月支給するものとしております。

- (利益連動給与)

利益連動給与である役員賞与は、年1回、事業年度終了後、社内での決裁手続きを経て、4ヵ月以内に支給するものとします。

- (退職慰労金)

株主総会の決議の範囲内で一時金として支給するものとします。

ロ．取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員を除く取締役の報酬等限度額は、2016年6月29日開催の第55回定時株主総会において、年額2億1,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の監査等委員を除く取締役の員数は6名であります。監査等委員である取締役の報酬等限度額は、2016年6月29日開催の第55回定時株主総会において、年額2,400万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

なお、本定時株主総会第2号議案が原案通り承認されますと、監査等委員を除く取締役の報酬等限度額は、年額2億5000万円以内（固定的な基本報酬の上限2億円、業績連動賞与の上限50,000千円　ただし、使用人分給与は含まない。）となります。

ハ、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個別定期同額給与決定につきましては、第55回定時株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、各取締役の職位等を勘案した報酬等案を作成し、社外取締役が出席している取締役会で検討し、具体的な内容の決定については代表取締役社長鳥谷部毅に一任する旨の決議をしております。代表取締役社長に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。また、社外取締役の適切な関与のもと検討することで、客観性、公平性、透明性が担保されていると考えております。

取締役会は当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等が決定されていることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査等委員である取締役の個別報酬については、監査等委員の協議によって決定しております。

当社の当事業年度における報酬等の額の決定については、2020年6月に取締役会より委任された代表取締役社長鳥谷部毅が、定期同額給与の2020年7月から2021年6月分を決定しております。利益連動給与は、2021年3月期の当社の税引前当期純利益を基に「ホ、業績連動報酬等に関する事項」に従い決定しております。

ニ、取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	123,263	80,763	20,200	22,300	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	5,500	5,100	—	400	1
社外役員(監査等委員)	4,025	3,925	—	100	2

(注) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

ホ．業績連動報酬等に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役に対する利益連動給与の算定方法については、毎月の定期同額給与に加え、以下の算定方法等に基づき、法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与に該当する役員報酬を支給しております。

- a．取締役を支給する利益連動給与の総額は、当社の税引前当期純利益に2%を乗じた金額とし、その上限を50,000千円とします。
- b．各取締役を支給する利益連動給与は、期中平均の個人月額報酬金額を、支給対象取締役全員の期中平均個人月額報酬金額の合計で除した係数に「a.」の総額を乗じた金額とし、100千円未満の金額は切捨てとします。

算定基準に当社の税引前当期純利益を採用している理由は、業績向上への意欲や士気を一層高めることができているためであります。なお、当期の当社の税引前当期純利益は1,026,918千円であります。

ヘ．非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である福田大助氏及び川本典行氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役及び子会社の社長であります。被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとされております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

すべての被保険者について、その保険料のうち約8%を負担しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 社外取締役の重要な兼職の状況（他会社の業務執行者である場合）

該当事項はありません。

ロ. 社外取締役（監査等委員）の重要な兼職の状況（他会社の社外役員である場合）

社外取締役（監査等委員）福田大助氏は、株式会社L Aホールディングスの社外取締役に兼務しております。なお、同社と当社との間には資本関係及び取引関係はありません。

⑥ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	福 田 大 助	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門知識的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会13回のうち13回出席し、主に当社のコンプライアンス面について適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	川 本 典 行	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門知識的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち13回出席し、主に当社の内部統制システムについて適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

東陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社都合の場合の他以下の事由が生じた場合に、取締役会に対し、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するように請求いたします。

- イ. 会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断された場合
- ロ. 監督官庁から監査業務停止処分を受ける等当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人の責任限定契約)

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意且つ重大な過失がなかった場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2021年3月31日現在、当社が取締役会において定めている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- イ. 当社及びその子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社は、企業倫理綱領をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織として、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断することを定め、同部を中心に役職員教育等を行う。

当社内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監視する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書取扱規程、文書保存規程、機密保持規程、その他文書及び情報に関する規程（以下、関連規程等という）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、関連規程等により、常時これらの文書などを閲覧できるものとする。

ハ．当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びその子会社は、コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの会社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織的横断的リスク状況の監視及び全社の対応は当社総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては当社取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、ＩＴを活用して取締役会にて定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

ホ．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、企業集団における経営効率の向上を図るため当社が定める子会社管理規程に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し指導を行うことにより、当社の子会社の経営管理を行う。

当社取締役会には当社子会社の取締役を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行う。また、当社は業務の適正性を確保するために、内部監査室が業務監査活動を行うとともに、当社グループの各部門との情報交換を定期的実施する。

ヘ．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

ト．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社監査等委員は、取締役会のほか経営会議などの重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人等に対して報告を求める。

当社及び子会社の取締役又は使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。監査等委員会は内部監査室及び会計監査人と連携して問題点の把握・改善勧告等を行う。

チ．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを「企業倫理綱領」に明記し、当社及びグループ会社の取締役及び使用人等に周知徹底する。

リ．監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払などの請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該請求に応じるものとする。

ヌ．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役会長、代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

ル．財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、社内規程を制定し、当該規程に基づき、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役に報告する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

イ．コンプライアンスについては、当社及びその子会社の役職員に対して、企業倫理綱領の再確認となる社内研修を開催するなど、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

ロ．当社及びその子会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内での重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題等が発生した場合には適時関係部署への指示を行っております。

- ハ．金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制は適切に運用されています。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績、経済状況に内部留保の状況、資本政策等を総合的に勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、原則として親会社株主に帰属する当期純利益の20%から30%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項及び第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間及び期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行う場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行います。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針等を勘案し、当社定款の規定に基づき、2021年5月11日開催の取締役会にて1株当たり15円、効力発生日を2021年6月28日とする決議をいたしました。これにより、すでに実施いたしました中間配当金1株当たり5円を加えました年間配当金は、1株当たり20円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,802,169	流 動 負 債	9,926,934
現 金 及 び 預 金	1,947,317	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,159,145
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	8,267,606	短 期 借 入 金	3,900,000
電 子 記 録 債 権	583,031	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	7,200
商 品	1,778,963	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	26,676
未 成 工 事 支 出 金	23,946	未 払 法 人 税 等	239,678
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	8,223	賞 与 引 当 金	131,566
そ の 他	196,520	そ の 他	462,667
貸 倒 引 当 金	△3,439	固 定 負 債	2,118,740
固 定 資 産	11,720,142	社 債	28,400
有 形 固 定 資 産	10,343,021	長 期 借 入 金	112,760
建 物 及 び 構 築 物	2,673,960	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,740,431
土 地	7,455,881	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	155,300
そ の 他	213,180	そ の 他	81,848
無 形 固 定 資 産	246,698	負 債 合 計	12,045,674
の れ ん	179,851	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	66,846	株 主 資 本	12,529,220
投 資 そ の 他 の 資 産	1,130,423	資 本 金	1,073,200
繰 延 税 金 資 産	632,058	資 本 剰 余 金	951,153
そ の 他	606,296	利 益 剰 余 金	10,518,829
貸 倒 引 当 金	△107,931	自 己 株 式	△13,962
資 産 合 計	24,522,312	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△52,582
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	31,425
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△84,007
		純 資 産 合 計	12,476,637
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,522,312

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		30,737,481
売 上 原 価		25,995,852
売 上 総 利 益		4,741,629
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,710,323
営 業 利 益		1,031,305
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,448	
そ の 他	11,999	29,447
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,486	11,486
経 常 利 益		1,049,267
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,808	6,808
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,528	1,528
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,054,547
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	356,561	
法 人 税 等 調 整 額	6,850	363,412
当 期 純 利 益		691,134
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		691,134

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,073,200	951,153	10,020,313	△13,962	12,030,703
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△202,580		△202,580
親会社株主に帰属する 当期純利益			691,134		691,134
連結除外に伴う利益剰 余金の増減額			9,962		9,962
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					-
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	498,516	-	498,516
当期末残高	1,073,200	951,153	10,518,829	△13,962	12,529,220

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	23,685	△88,729	△65,044	11,965,659
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△202,580
親会社株主に帰属する 当期純利益				691,134
連結除外に伴う利益剰 余金の増減額				9,962
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	7,739	4,722	12,461	12,461
連結会計年度中の 変動額合計	7,739	4,722	12,461	510,978
当期末残高	31,425	△84,007	△52,582	12,476,637

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数	1 社
ロ. 主要な連結子会社の名称	株式会社カワツウ

2020年8月31日付で株式会社カワツウの株式を取得したことに伴い、当連結会計年度から同社を連結の範囲に含めております。なお、2020年9月30日をみなし取得日としたため、連結損益計算書は第2四半期連結会計期間以降を連結しております。

なお、連結子会社であった株式会社木村電気工業は重要性が低下したため、連結子会社ではなくなりました。

② 非連結子会社の状況

イ. 主要な非連結子会社の名称	株式会社木村電気工業 八汐電気株式会社
ロ. 連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

イ. 非連結子会社の名称	株式会社木村電気工業 八汐電気株式会社
ロ. 持分法を適用しない理由	持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品、仕掛品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

・未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

・貯蔵品

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については5年間の均等償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、執行役員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式にて処理しております。

2. 表示方法の変更

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- ② その他の情報

固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の割引前将来キャッシュ・フローに基づき減損の要否の判定を実施しております。減損の要否の判定単位は、営業所単位としております。

当社は、倉庫や駐車場等の営業設備を当社戦略に合致させるよう自由に企画設置できること、地域における金融面・求人面等の社会的信用を向上させることから営業所を自社保有することを基本方針としており、現在の営業所48か所のうち、自社保有物件は46か所となっています。

自社保有の営業所の不動産の時価が、帳簿価額より著しく下落しているため減損の兆候があるとされた営業所は6か所、固定資産の帳簿価額合計で1,294,055千円ありますが、いずれの営業所とも割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

固定資産の減損の要否の判定におきましては、将来キャッシュ・フロー等について一定の仮定を設定しておりますが、将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれん

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 179,851千円

② その他の情報

当社は2020年8月31日付で株式会社カワツウ（以下、同社という。）の株式を取得し連結子会社としたことに伴い発生したのれんについて、連結貸借対照表に取得時に199,835千円を計上しています。なお、当社が取得した株式の取得価額は413,000千円であります。

取得時に同社の超過収益力が将来にわたって発現すると見込んでのれんを計上していますが、その算定根拠として主として将来キャッシュ・フローと割引率を用いた同社の割引現在価値を基礎としました。したがって、経営者の主観的判断を伴う重要な仮定は将来キャッシュ・フロー及び割引率の見積りであり、特に将来キャッシュ・フローの見積りは、主として同社を取り巻く潜在的受注金額や将来の人員補充の影響を受けるため、不確実性が高い領域であります。

なお、当期末においては、当該のれんに減損の兆候は見られません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

4,555,203千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普 通 株 式	8,832千株	-千株	-千株	8,832千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2020年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 158,541千円
- ・1株当たり配当額 18円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月29日

ロ. 2020年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 44,039千円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 2020年9月30日
- ・効力発生日 2020年12月9日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2021年5月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	132,117千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	15円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、主に電設資材の卸売りをを行うため、運転資金及び設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。また、資金調達については資本コスト等を考慮し、原則銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業管理規程に従い、営業債権について、管理部門における営業管理室が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,947,317千円	1,947,317千円	-千円
(2) 受取手形及び売掛金	8,267,606	8,267,606	-
(3) 電子記録債権	583,031	583,031	-
(4) 投資有価証券	64,641	64,641	-
資産計	10,862,596	10,862,596	-
(1) 支払手形及び買掛金	5,159,145	5,159,145	-
(2) 短期借入金	3,900,000	3,900,000	-
(3) 未払法人税等	239,678	239,678	-
(4) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	35,600	35,600	-
(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	139,436	138,304	△1,131
負債計	9,473,860	9,472,728	△1,131

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 社債、(5) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっております。
変動金利による社債は、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は、実行後大きく異なっていないことから、時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

7. 企業結合関係

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社カワツウ
事業の内容 弱電、防災設備等の施工
- ② 企業結合を行った主な理由
株式会社カワツウは、弱電、防災設備等の施工を展開しており、当社の販売網を活用することにより、更なる事業拡大が見込まれるため。
- ③ 企業結合日
2020年8月31日（株式取得日）
2020年9月30日（みなし取得日）
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
結合後企業の名称に変更ありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年10月1日から2021年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳		
取得の対価	現金及び預金	413,000千円
取得原価		413,000千円

- (4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額
 アドバイザリーに対する報酬・手数料等 3,600千円

- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれん

199,835千円

- ② 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

- ③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,416円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 78円47銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

田中商事株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 浅 山 英 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 西 村 仁 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田中商事株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田中商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,490,757	流 動 負 債	9,809,757
現 金 及 び 預 金	1,790,516	支 払 手 形	799,738
受 取 手 形	2,388,049	買 掛 金	4,323,180
電 子 記 録 債 権	583,031	短 期 借 入 金	3,900,000
売 掛 金	5,751,298	リ ー ス 債 務	35,239
商 品	1,778,963	未 払 金	120,628
貯 蔵 品	7,485	未 払 費 用	129,739
前 払 費 用	9,555	未 払 法 人 税 等	216,668
そ の 他	184,472	未 払 消 費 税 等	78,676
貸 倒 引 当 金	△2,615	預 り 金	31,592
固 定 資 産	11,676,272	賞 与 引 当 金	122,366
有 形 固 定 資 産	10,154,704	そ の 他	51,929
建 物	2,606,177	固 定 負 債	1,803,261
構 築 物	50,083	リ ー ス 債 務	51,285
機 械 及 び 装 置	4,733	退 職 給 付 引 当 金	1,619,348
車 両 運 搬 具	146,862	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	105,300
工 具、器 具 及 び 備 品	17,537	そ の 他	27,328
土 地	7,293,823	負 債 合 計	11,613,019
リ ー ス 資 産	35,486	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	63,308	株 主 資 本	12,522,584
投 資 そ の 他 の 資 産	1,458,259	資 本 金	1,073,200
投 資 有 価 証 券	64,641	資 本 剰 余 金	951,153
関 係 会 社 株 式	702,466	資 本 準 備 金	951,153
長 期 貸 付 金	2,819	利 益 剰 余 金	10,512,193
破 産・更 生 債 権 等	118,670	利 益 準 備 金	125,000
繰 延 税 金 資 産	594,982	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,387,193
差 入 保 証 金・敷 金	9,169	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	62,085
そ の 他	73,441	別 途 積 立 金	9,448,000
貸 倒 引 当 金	△107,931	繰 越 利 益 剰 余 金	877,108
資 産 合 計	24,167,029	自 己 株 式	△13,962
		評 価・換 算 差 額 等	31,425
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	31,425
		純 資 産 合 計	12,554,009
		負 債・純 資 産 合 計	24,167,029

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		30,399,450
売 上 原 価		25,771,615
売 上 総 利 益		4,627,835
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,624,654
営 業 利 益		1,003,180
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,448	
そ の 他	11,134	28,582
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,103	11,103
経 常 利 益		1,020,660
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,673	6,673
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	415	415
税 引 前 当 期 純 利 益		1,026,918
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	333,030	
法 人 税 等 調 整 額	9,389	342,419
当 期 純 利 益		684,498

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別 積 立 金	途 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	1,073,200	951,153	951,153	125,000	62,085	8,748,000	1,095,190	10,030,275
事業年度中の変動額								
別 途 積 立 金 の 積 立						700,000	△700,000	-
剰 余 金 の 配 当							△202,580	△202,580
当 期 純 利 益							684,498	684,498
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	700,000	△218,081	481,918
当 期 末 残 高	1,073,200	951,153	951,153	125,000	62,085	9,448,000	877,108	10,512,193

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△13,962	12,040,666	23,685	23,685	12,064,351
事業年度中の変動額					
別 途 積 立 金 の 積 立		-			-
剰 余 金 の 配 当		△202,580			△202,580
当 期 純 利 益		684,498			684,498
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			7,739	7,739	7,739
事業年度中の変動額合計	-	481,918	7,739	7,739	489,658
当 期 末 残 高	△13,962	12,522,584	31,425	31,425	12,554,009

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
・時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・商品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定） |
| ・貯蔵品 | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産
（リース資産を除く） | 定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |
| ④ 長期前払費用 | 定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から処理しております。

また、執行役員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 —

②その他の情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 (2)その他の情報」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,516,247千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 195,632千円

短期金銭債務 3,772

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 783,639千円

仕入高 48,880

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普 通 株 式	24,143株	- 株	- 株	24,143株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産	
退職給付引当金	495,844千円
役員退職慰労引当金	32,242
貸倒引当金	33,849
賞与引当金	37,468
未払事業税	13,526
その他	125,684
繰延税金資産小計	738,615
評価性引当額	△102,989
繰延税金資産合計	635,625
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	13,242
固定資産圧縮積立金	27,400
繰延税金負債合計	40,643
繰延税金資産の純額	594,982

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,425円32銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 77円71銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

田中商事株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 浅山英夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西村仁志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田中商事株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17（2005）年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

田中商事株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 早川益男 ⑩

監査等委員 福田大助 ⑩

監査等委員 川本典行 ⑩

(注) 監査等委員福田大助及び川本典行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	とり や べ つよし 鳥谷部 毅 (1969年11月13日生)	1988年3月 当社入社 2007年6月 当社首都圏第一営業部長兼東京営業所長 2008年4月 当社営業本部長 2008年6月 当社取締役営業本部長 2011年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2013年10月 当社代表取締役社長 2020年10月 当社代表取締役社長兼管理本部長 (現任)	7,190株
[取締役候補者とした理由] 取締役就任後、主に営業本部長として業容の拡大を牽引した実績を有しております。代表取締役就任後は当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を備えている点を踏まえ、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			
2	あ べ やす お 安 部 安 生 (1968年10月15日生)	1987年3月 当社入社 1999年10月 当社東北営業部長兼仙台営業所長 2003年2月 当社首都圏第二営業部長 2007年3月 当社首都圏第二営業部長兼大宮営業所長 2008年10月 当社首都圏第一営業部長兼大宮営業所長 2012年6月 当社取締役東部地区物件担当部長 兼首都圏第一営業部長兼大宮営業所長 2013年10月 当社取締役営業本部長 2017年1月 当社専務取締役営業本部長 2019年4月 当社専務取締役営業本部長兼東部エリア 事業部長（現任）	2,410株
[取締役候補者とした理由] 営業部門での勤務経験を積み、取締役就任後は主に営業本部長、物件担当部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	かす が くに とし 春 日 国 敏 (1970年1月27日生)	1994年4月 当社入社 2004年4月 当社広報室長 2005年4月 当社経営企画室長 2008年6月 当社取締役経営企画室長 2009年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長 兼経営企画室長 2012年6月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 兼経営企画課担当 2020年10月 当社取締役経営企画担当兼経理部長 兼総務部長 (現任)	1,000株
[取締役候補者とした理由] 管理企画部門での勤務経験を積み、取締役就任後は主に管理本部長、経理部長、経営企画室長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			
4	やま ぐち さとし 山 口 智 (1964年11月2日生)	1985年3月 当社入社 2003年2月 当社東北営業部長 2006年10月 当社東北営業部長兼仙台営業所長 2007年10月 当社営業管理室次長 2008年10月 当社営業管理室長 2011年6月 当社取締役仕入部長兼営業管理部長 2020年10月 当社取締役仕入部長兼情報管理部長 (現任)	8,700株
[取締役候補者とした理由] 営業部門、管理部門での勤務経験を積み、取締役就任後は主に営業管理部長、仕入部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
5	い とう じゅん 伊 藤 淳 (1969年9月22日生)	1991年4月 当社入社 2006年8月 当社東海営業部長兼豊橋営業所長 2008年7月 当社東海営業部長兼浜松営業所長 2012年6月 当社取締役西部地区物件担当部長 兼東海営業部長兼浜松営業所長 2013年10月 当社取締役西日本物件担当部長 兼東海営業部長 2016年4月 当社取締役中央地域物件担当部長 兼首都圏中央第一営業部長 2017年4月 当社取締役東京第一営業部長 2019年4月 当社取締役営業副本部長兼西部エリア 事業部長 (現任)	1,300株

[取締役候補者とした理由]

営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に営業部長、物件担当部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

6	た ま き おさむ 玉 木 修 (1973年3月22日生)	1995年4月 当社入社 2007年5月 当社首都圏第五営業部長兼城東営業所長 2008年4月 当社首都圏第一営業部長兼東京営業所長 2010年9月 当社東京中央営業部長兼東京営業所長 2012年6月 当社取締役中央地区物件担当部長 兼東京中央営業部長兼東京営業所長 2013年10月 当社取締役東日本物件担当部長 兼東京中央営業部長 2016年4月 当社取締役西部地域物件担当部長 兼東海営業部長 2017年4月 当社取締役東海営業部長 2019年4月 当社取締役クリエイション事業部長 (現任)	1,200株
---	-------------------------------------	---	--------

[取締役候補者とした理由]

営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に営業部長、物件担当部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び子会社の社長であります。被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとされております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。すべての被保険者について、その保険料のうち約8%を負担しております。

なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年3月に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等改定等の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2016年6月29日開催の第55回定時株主総会において年額2億1,600万円以内としてご承認いただき、今日に至っております。

その後の経済情勢や経営環境の変化、今後の事業規模拡大に伴う経営体制の強化の可能性など諸般の事情を考慮し、継続的な業績向上及び更なる企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を改めさせていただきたいと存じます。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては固定的な基本報酬に加えて業績連動賞与（報酬）を支給し、これまでの支給実績及び取締役の員数等も総合的に勘案し、あわせて年額2億5,000万円以内（固定的な基本報酬の上限2億円、業績連動賞与の上限50,000千円）とすること、及び各取締役に対する基本報酬の具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとするものとさせていただきたく存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動賞与につきましては、当社取締役は当社グループの経営計画において重要な経営指標の一つである連結経常利益を持続的に成長させる役割を担うこと、報酬の算定方法を明確にすることにより報酬制度の客観性と透明性が一層向上すること、業績との連動性を明確にすることで業績向上への意欲や士気を一層高めることなどから、以下の「業績連動賞与の支給要領」による業績連動賞与は相当と考えております。以下の「業績連動賞与の支給要領」に従った業績連動賞与とすること、並びに支給総額の上限内での支給総額及び各対象取締役への具体的な支給時期、各対象取締役への支給額等の決定については、取締役会の決議によって決定することとさせていただきたく存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認されますと、本議案に係る監査等委員以外の取締役員数は、6名となります。

【業績連動賞与の支給要領】

（1）支給総額及び支給総額の上限

取締役に支給する業績連動賞与の総額は、当社の税引前当期純利益に2%を乗じた金額とし、支給総額の上限を50,000千円とします。

ただし、経営状況等により、支給総額を減額することができます。

（2）各対象取締役への支給額の算定方法

各取締役に支給する支給額は、期中平均の個人月額報酬金額を、支給対象取締役全員の期中平均個人月額報酬金額の合計で除した係数に（1）の総額を乗じた金額とし、100千円未満の金額は切捨てとします。

ただし、経営状況、貢献度等により、支給額を調整することができます。

以 上

第60回定時株主総会会場ご案内図

会場…東京都品川区南大井三丁目2番2号

当本社 7階 多目的ホール

TEL (03) 3765-5211 (大代表)

◎京浜急行線 大森海岸駅 徒歩(品川寄り) 5分

◎JR京浜東北線 大森駅 徒歩10分



ご利用駅より点線に沿ってご来社ください。